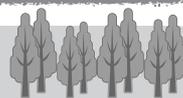




「森林経営計画」が立てやすくなりました



平成23年度の森林法改正により、面的なまとまりのある森林を対象に施業集約化や効率的な路網整備を進め、持続的な森林経営を確保していく目的で、「森林経営計画制度」が創設されました。

〈主なねらい〉

- (1)資源として充実してきた森林を効率的に整備し、まとめて木材を供給していくこと
- (2)計画に基づいた適切な森林の施業と森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させていくこと

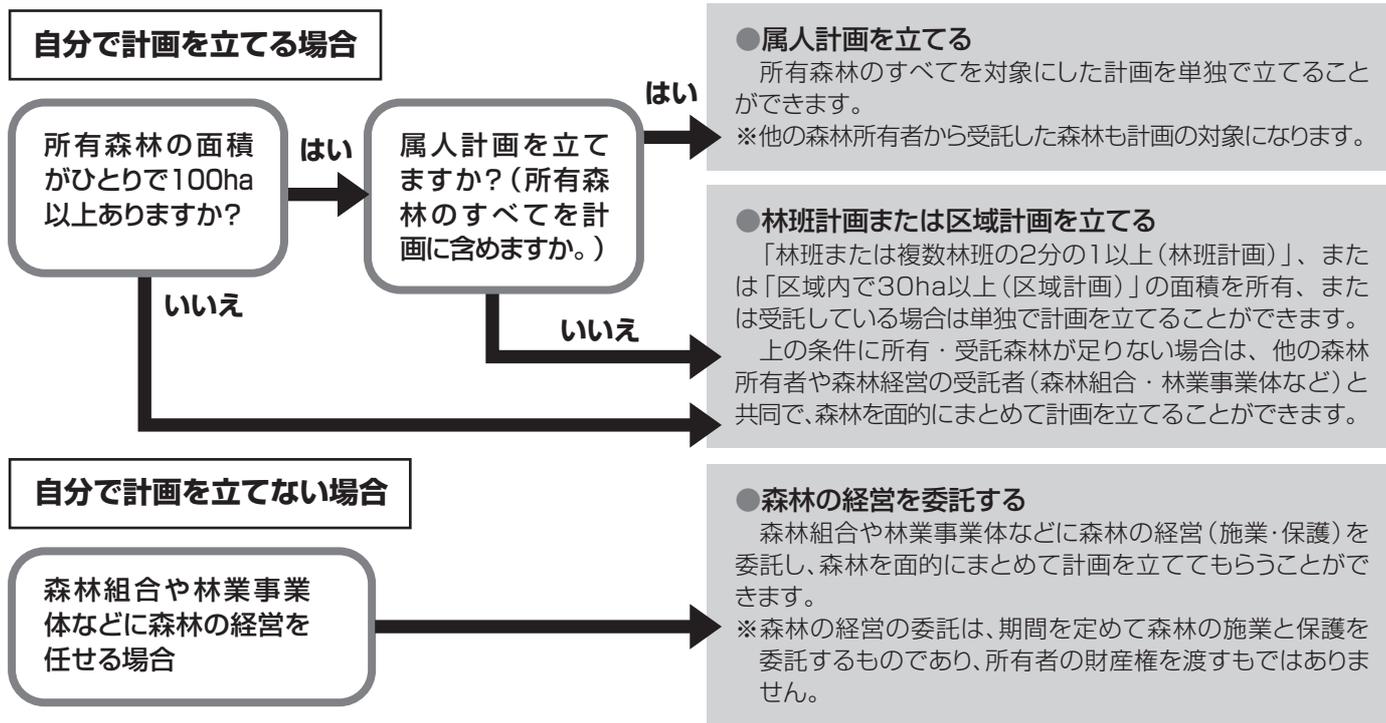
森林経営計画の種類

平成26年4月の制度改正により、「区域計画」が追加され、林班単位の計画に加え、一定の区域内で**30ha以上**を確保すれば計画を立てられるようになり、地域の状況に応じた形での計画作成に取り組みやすくなりました。



既存の種類	H26年4月以降の種類	種類の説明	面積要件	間伐の下限面積・伐採可能材積要件
属地計画	林班計画	林班単位で森林経営計画を立てる場合	林班の1/2以上の面積	間伐は下限面積以上計画。 伐採可能材積はカメラルタキセ式で計算。
	区域計画	区域内で森林経営計画を立てる場合	区域内で30ha以上の面積	
属人計画	属人計画	所有森林100ha以上で森林経営計画を立てる場合	所有森林が100ha以上の面積	

森林経営計画を立てる方法



森林経営計画作成等への支援制度

●森林整備地域活動支援交付金(ソフト事業)

森林経営計画の作成や施業の集約化に必要な緒活動および既存路網の簡易な改良に係る経費を支援します。

○お問い合わせ

高知県 林業振興・環境部 森づくり推進課(森林計画担当)
 幡多林業事務所
 幡東森林組合
 黒潮町役場 佐賀支所 海洋森林課

☎088-821-4574
 ☎0880-35-5977
 ☎55-2021
 ☎55-3115(直通)